

《石狩市国民健康保険税の賦課限度額改定について》

資料1

1. 国民健康保険税の限度額改定の経過

本市における国民健康保険税の賦課限度額については、平成21年度以降段階的に引き上げてきており、平成24年度以降現在の77万円となっている。

なお、地方税法に定められる法定限度額についても、平成21年度から段階的に引き上げられており、平成23年度以降は77万円となっている。

① 石狩市の賦課限度額の推移

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
医療分	所得割(%)	8.05	8.05	8.05	8.05	8.05
	均等割(円)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	平等割(円)	29,500	29,500	29,500	29,500	29,500
	限度額(円)	460,000	470,000	500,000	510,000	510,000
後期高齢者 支援金分	所得割(%)	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
	均等割(円)	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400
	平等割(円)	7,600	7,600	7,600	7,600	7,600
	限度額(円)	110,000	120,000	130,000	140,000	140,000
介護納付金分	所得割(%)	1.67	2.10	2.10	2.10	2.10
	均等割(円)	6,200	7,100	7,100	7,100	7,100
	平等割(円)	5,400	6,900	6,900	6,900	6,900
	限度額(円)	90,000	90,000	100,000	120,000	120,000
限度額計(円)		660,000	680,000	730,000	770,000	770,000

② 法定限度額の推移

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
医療分	限度額(円)	470,000	500,000	510,000	510,000	510,000
後期高齢者 支援金分	限度額(円)	120,000	130,000	140,000	140,000	140,000
介護納付金分	限度額(円)	100,000	100,000	120,000	120,000	120,000
限度額計(円)		690,000	730,000	770,000	770,000	770,000

2. 賦課限度額改定の趣旨

国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保を図る観点から、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成26年3月31日に公布、平成26年4月1日に施行され、国民健康保険税後期高齢者支援金分賦課限度額の法定限度額が14万円から16万円に、介護納付金分賦課限度額の法定限度額が12万円から14万円にそれぞれ引き上げられたことから、地方税法施行令の一部を改正する政令に基づき、平成27年度賦課分より賦課限度額の改定を行うものである。

① 改定(案)

	現行	改正	備考
医療分	51万円	51万円	据え置き
後期高齢者支援金分	14万円	16万円	2万円引き上げ
介護納付金分	12万円	14万円	2万円引き上げ
計	77万円	81万円	4万円引き上げ

② 管内他市の国民健康保険料(税)賦課限度額

市名	年度	基礎課税分	高齢者支援金分	介護保険分	合計
札幌市(料)	平成25年度	51万円	14万円	12万円	77万円
	平成26年度	51万円	16万円	14万円	81万円
	平成27年度	51万円	16万円	14万円	81万円
江別市(税)	平成25年度	51万円	14万円	12万円	77万円
	平成26年度	51万円	14万円	12万円	77万円
	平成27年度	51万円	16万円	14万円	81万円
千歳市(料)	平成25年度	51万円	14万円	12万円	77万円
	平成26年度	51万円	16万円	14万円	81万円
	平成27年度	51万円	16万円	14万円	81万円
恵庭市(税)	平成25年度	51万円	14万円	12万円	77万円
	平成26年度	51万円	14万円	12万円	77万円
	平成27年度	51万円	16万円	14万円	81万円
北広島市(税)	平成25年度	51万円	14万円	12万円	77万円
	平成26年度	51万円	14万円	12万円	77万円
	平成27年度	51万円	16万円	14万円	81万円

※江別市、恵庭市、北広島市については平成27年度改定予定。

地方税法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文【抜粋】

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の基礎課税額等の限度) 第五十六条の八十八の二略</p> <p>2 法第七百三条の四第十九項に規定する政令で定める金額は、<u>十六万円</u>とする。</p> <p>3 法第七百三条の四第二十七項に規定する政令で定める金額は、<u>十四万円</u>とする。</p>	<p>(国民健康保険税の基礎課税額等の限度) 第五十六条の八十八の二略</p> <p>2 法第七百三条の四第十九項に規定する政令で定める金額は、<u>十四万円</u>とする。</p> <p>3 法第七百三条の四第二十七項に規定する政令で定める金額は、<u>十二万円</u>とする。</p>

【資料】

◎賦課限度額改定による影響

(平成26年6月末現在)

所得基準	20歳未満世帯		20歳代世帯		30歳代世帯		40歳代世帯		50歳代世帯	
	世帯数計	うち影響世帯数	世帯数計	うち影響世帯数	世帯数計	うち影響世帯数	世帯数計	うち影響世帯数	世帯数計	うち影響世帯数
総所得のないもの～80万円以下	15	0	221	0	543	0	594	0	606	0
80万円を超え300万円以下	0	0	111	0	334	0	389	0	414	0
300万円を超え400万円以下	0	0	3	0	29	0	48	0	51	0
400万円を超え500万円以下	0	0	3	0	4	0	33	1	25	2
500万円を超え600万円以下	0	0	0	0	9	2	11	5	14	13
600万円を超え700万円以下	0	0	1	1	4	3	6	3	12	8
700万円を超えるもの	0	0	0	0	8	7	11	11	17	13
合計	15	0	339	1	931	12	1,092	20	1,139	36

所得基準	60歳代世帯		65歳以上世帯		70歳以上世帯		世帯合計	
	世帯数計	うち影響世帯数	世帯数計	うち影響世帯数	世帯数計	うち影響世帯数	世帯数計	うち影響世帯数
総所得のないもの～80万円以下	772	0	944	0	1,967	0	5,662	0
80万円を超え300万円以下	580	0	1,139	0	977	0	3,944	0
300万円を超え400万円以下	47	0	55	0	42	0	275	0
400万円を超え500万円以下	23	0	28	0	21	0	137	3
500万円を超え600万円以下	15	11	6	0	10	0	65	31
600万円を超え700万円以下	10	11	10	8	6	2	49	36
700万円を超えるもの	35	26	14	12	13	12	98	81
合計	1,482	48	2,196	20	3,036	14	10,230	151

※1 国保加入世帯のうち改正の影響を受ける世帯は151世帯、約1.47%。

※2 改正により見込まれる課税増加額は約370万円。